最終更新日：2017年8月4日

アスクル株式会社
代表取締役社長　岩田　彰一郎
問合せ先：財務・広報室　03-4330-5130
証券コード：2678
http://www.askul.co.jp/kaisya/ir/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、「お客様のために進化する」という企業理念に基づき、お客様、株主・投資家、パートナー企業、社員、その他、社会の様々なステークホルダーの声に耳を傾けるとともに、社会的意義のある新たな価値を創造し続けることで、様々な社会の課題解決に寄与したいと考えております。
そのために、コンプライアンス経営をさらに徹底し、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を図ることで、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努め、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

（原則1－4　いわゆる政策保有株式）

当社は、「株主の権利・平等性の確保に関する方針」を策定、実行しており、この中で以下を規定しております。なお、本報告書の更新日現在、当社は、安定株主対策を目的として保有する上場株式、いわゆる政策保有株式は保有しておりません。
3．当社は、経営戦略の一環において持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために必要と判断する場合を除き、原則として、安定株主対策を目的として保有する上場株式、いわゆる政策保有株式を保有しません。
当社が、政策保有株式を保有することとなった場合には、当社は、取締役会で毎年定期的に、主要な政策保有株式について、そのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを踏まえ、保有の開始あるいは継続について検証・判断します。
政策保有株式に係る議決権の行使については、議案の趣旨および内容に沿って、当社および投資先の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるかを総合的に判断し、適切に行使していくものとします。

当社が「株主の権利・平等性の確保に関する方針」として策定、実行している内容は以下のとおりです。

○「株主の権利・平等性の確保に関する方針」
1．当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう、法令に従い適切に対応します。
加えて、
（1）経営に関する事項、事業活動状況等の企業情報に関する当社グループの定める「倫理・行動規範（ASKUL CODE OF CONDUCT）」に基づく適時適切な開示
（2）主に株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程上、開示が求められ、かつ株主に資する会社情報の英文開示
（3）個人投資家向け説明会、機関投資家向け説明会の開催
（4）海外IR
などによる株主への情報提供とともに、議決権電子行使プラットフォームおよび株主名簿管理人の運営する議決権行使ウェブサイトでの議決権の電子行使を可能とすることにより、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を図ります。
また、少数株主による少数株主権行使はもとより、少数株主以外による単独株主権の行使も含めて担当部門が窓口となり適切に対応します。
2．当社は、株主はその持分に応じて平等であると認識するとともに、株式会社東京証券取引所に届け出た相当数の独立役員が、その専門的な知識と豊富な経験に基づき経営陣、主要株主から独立した立場で様々なステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させることにより、株主の実質的な平等性を確保します。
3．当社は、経営戦略の一環において持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために必要と判断する場合を除き、原則として、安定株主対策を目的として保有する上場株式、いわゆる政策保有株式を保有しません。
当社が、政策保有株式を保有することとなった場合には、当社は、取締役会で毎年定期的に、主要な政策保有株式について、そのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを踏まえ、保有の開始あるいは継続について検証・判断します。
政策保有株式に係る議決権の行使については、議案の趣旨および内容に沿って、当社および投資先の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるかを総合的に判断し、適切に行使していくものとします。
4．当社は、買収防衛策を導入する場合、経営陣・取締役会の保身を目的としないことは当然のこと、その導入・運用にあたっては必要性・合理性を取締役会で慎重に審議し、さらに独立役員を中心とした社外取締役や利害関係のない第三者によって構成される「第三者委員会」等の意見を踏まえて決定します。また必要に応じて、株主総会に諮り承認を得た上で実行することも検討します。
5．当社は、「関連当事者の開示に関する会計基準」等に基づき、関連当事者との取引の有無や当該取引の重要性を確認し、開示対象となる取引がある場合には開示を行います。取締役の利益相反取引については、法令に従い、取締役会の承認を受けて実施します。

（原則1－7　関連当事者間の取引）

当社は、「株主の権利・平等性の確保に関する方針」を策定、実行しており、この中で以下を規定しております。
5．当社は、「関連当事者の開示に関する会計基準」等に基づき、関連当事者との取引の有無や当該取引の重要性を確認し、開示対象となる取引がある場合には開示を行います。取締役の利益相反取引については、法令に従い、取締役会の承認を受けて実施します。

（原則３－１　情報開示の充実）

当社は、「アスクル　ディスクロージャーポリシー」を策定、実行しており、その内容は以下のとおりです。

○「アスクル　ディスクロージャーポリシー」
当社は、株主、投資家に対する、経営に関する事項、事業活動状況等の企業情報（以下、「企業情報」といいます）の開示については、関係法令に従い、積極的かつ公正に行います。
企業情報は、常に正確性を確保し、必要な場合は機密保持の必要性を考慮し、適切な時期、方法により開示します。財務・税務会計に関する記録および報告は、その信頼性の確保のために、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準、関係法令および社内規程等に従い、適正な会計処理を行うものとし、不正確な記録・虚偽の記録を作成しないものとします。取締役、監査役、社員、契約社員、パートタイマーの方々の一人ひとりの担当職務、業務に関する記録および報告についても、関係する法令および社内規程等に従って正確かつ誠実に作成し、不正確な記録・虚偽の記録を作成しないものとし、理解しやすい表記に努めます。開示すべき情報には、法令で開示を要求されているもののほか、企業理念・各方針・環境活動・社会貢献活動等社会とのかかわりに関する情報についても、積極的な開示を行います。
また、海外投資家等の比率を踏まえて、主に株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程上、開示が求められ、かつ株主に資する会社情報については、英訳後速やかにTDnetや自社の英語版ウェブサイトへ開示します。
当社は、情報開示を重要な経営責任の一つであると認識し、株主、投資家等にとってわかりやすく、情報として有用性の高いものとなるように努めます。

（原則３－１（１）　会社の目指すところ（企業理念等）や経営戦略、経営計画）

当社は、創業以来築きあげてきた、アスクルが永続的に成長するために必要な考え方や行動の原点として「ASKUL WAY」を策定しており、企業理念として「お客様のために進化する-Innovate for Customer-」を掲げ、社内イントラネットおよび当社ウェブサイトに掲載・開示しています。
創業当時から、私たちはどうしたらお客様に喜んでいただけるか、そしてそのために自分たちはどのようにあるべきか、いつも模索し続けてきました。
私たちが目指しているのは、お客様と社会にとって必要なものを、もっとも望ましいかたちでご提供すること。そのために、アスクルは常にお客様の声を聴きながら商品、サービスの内容、システム、そして私たち自身をたえず進化させています。そのことが、お客様のために圧倒的な価値を創造することにつながっていくという考えに基づき、アスクルはいつも、お客様のために進化することを、すべての原点にしています。

「ASKUL WAY」は、企業理念、ミッション、マインド（価値観）、プリンシプル（行動原則）で構成されており、その概要は以下のとおりです。
○企業理念
「お客様のために進化する」
○ミッション
「いつでも、どこでも、誰にでも。欲しいものを欲しいときにお届けする革新的生活インフラを最もエコロジーなかたちで実現する。」
○マインド（価値観）
「お客様に、社会に、働く仲間に、最高のHAPPY（価値）を。」
・お客様志向であること
・社会最適を目指すこと
・働く仲間とともに成長すること
○プリンシプル（行動原則）
・変革のため、スピードをもってチャレンジする
・謙虚さと誇りを忘れず、ひたむきに取り組む
・個はチームを尊重し、チームは個を尊重する
・Diversity for Vitality　多様性を会社と社員の相互成長とイノベーションの活力とする
・高い倫理観をもって、社会の一員として、社会的責任を果たす

「ASKUL WAY」の詳細は、当社ウェブサイトをご参照ください。
（http://www.askul.co.jp/kaisya/company/dna.html）

また、当社の経営の基本方針、経営戦略および経営計画については、当社の「第54回定時株主総会招集ご通知」（28ページ～29ページ）に記載、開示しております。
(http://pdf.irpocket.com/C2678/GEqq/M8OX/BnNh.pdf)

（原則３－１（２）　コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針）

当社は、「お客様のために進化する」という企業理念に基づき、お客様、株主・投資家、パートナー企業、社員、その他、社会の様々なステークホルダーの声に耳を傾けるとともに、社会的意義のある新たな価値を創造し続けることで、様々な社会の課題解決に寄与したいと考えております。
そのために、コンプライアンス経営をさらに徹底し、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を図ることで、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努め、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

（原則３－１（３）　取締役会が取締役・経営陣幹部（執行役員）の報酬を決定するに当たっての方針と手続）

当社の取締役会が取締役・経営陣幹部（執行役員）の報酬を決定するに当たっての方針と手続は以下のとおりです。

○取締役の報酬について
当社の取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続は、以下のとおりです。
当社の取締役の報酬は、市場水準や期待する役割を反映して取締役ごとに決定される「基本報酬」をベースに「業績連動要素」によって増減して決定される仕組みとしております。
「業績連動要素」は、前事業年度のBtoC事業の売上高を含むeコマース流通総額・経常利益等の業績に応じて、段階的に変動して決定されるものであり、社外取締役とそれ以外の取締役に区分して「基本報酬」が増減する割合を設定しております。
取締役の報酬の方針、および個別の報酬額については、独立役員が委員の過半を占める「指名・報酬委員会」にて審議し、取締役会にて決定しております。
また、将来に向けた企業価値の増大を目的とした中長期インセンティブとして、2013年12月以降は、中長期の業績向上と株価を意識した経営を

動機付ける仕組みとして「業績条件付有償ストックオプション」を導入しております。
なお、取締役の報酬の方針については、毎年検証を行うとともに、必要に応じて見直しを図ります。

○経営陣幹部（執行役員）の報酬について
当社の経営陣幹部（執行役員）の報酬を決定するに当たっての方針と手続は、以下のとおりです。
当社の経営陣幹部（執行役員）の報酬は、固定報酬部分と、短期的な業績達成に向けてのインセンティブとしての業績連動部分とで構成されております。
経営陣幹部（執行役員）の報酬の方針については、独立役員が委員の過半を占める「指名・報酬委員会」にて審議し、取締役会にて決定しております。
また、将来に向けた企業価値の増大を目的とした中長期インセンティブとして、2013年12月以降は、中長期の業績向上と株価を意識した経営を動機付ける仕組みとして「業績条件付有償ストックオプション」を導入しております。
なお、経営陣幹部（執行役員）の報酬の方針については、毎年検証を行うとともに、必要に応じて見直しを図ります。

（原則３－１（４） 取締役会が取締役・監査役候補の指名と経営陣幹部（執行役員）の選任を行うに当たっての方針と手続）

■取締役会・監査役会の構成について
当社の取締役会は、事業に関する知見・専門知識・経験・能力等バックグラウンドが異なる多様な取締役で構成するものとします。
取締役会の員数は、定款の定めに従うものとし、以下の観点を踏まえ、取締役会の機能が最も効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数とします。
・経営の意思決定・監督において、十分な多様性を確保できること
・取締役会において、実質的かつ十分な審議が図られること
これらにより、取締役会が経営の重要な意思決定および監督機能において実効的な役割を果たすにあたって、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスおよび多様性の確保と、適正な規模の両立を図るものとします。
また、当社は、社外での豊富な経験、高い見識・幅広い知見や深い専門性を当社の経営に活かすとともに、独立した客観的な立場からの経営の監督の実効性を確保・強化し、経営の透明性の向上を図るため、独立社外取締役を複数名選任するものとします。

当社の監査役会の構成としては、常勤監査役を1名以上選任するとともに、独立社外監査役を複数名選任するものとします。
監査役の員数は、定款の定めに従うものとし、取締役の職務執行の監査が最も効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数とします。また監査役のうち1名以上は、財務・会計に関する適切な知見を有している者を選任するものとします。

■指名・選任を行うにあたっての方針と手続
当社の取締役会が取締役・監査役候補の指名と経営陣幹部（執行役員）の選任を行うに当たっての方針と手続は以下のとおりです。

○「取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」
当社の取締役候補については、以下を備えている人材であることを条件とします。
・優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者
・当社の企業理念・文化を理解し、共有できる人材であること
なお、候補の選定に当たっては、取締役会の構成の多様性を考慮し、その時々の経営の状況に応じて、多様な視点による監督が行われることが事業の推進・拡大、適切な監督に資するとの認識に立ち、当社取締役候補者として最適な人材を選定します。
当社の全ての取締役は、毎年、株主総会決議による選任の対象とされます。
取締役（補欠取締役を含む。）の候補者は、独立役員が委員の過半を占める「指名・報酬委員会」における公正、透明かつ厳格な審査および答申を経た上で、取締役会で決定されます。
なお、当社の取締役による、他の上場会社の取締役または、監査役の兼任については、当社取締役としての業務のために必要な時間を費やしその責務を遂行するに当たって合理的な範囲に留めるものとします。

○「監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」
当社の監査役候補については、以下を備えている人材であることを条件とします。
・優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者
・当社の企業理念・文化を理解し、共有できる人材であること
なお、候補の選定に当たっては、監査役会の構成の多様性を考慮し、その時々の経営の状況に応じて、多様な視点が適切な監査に資するとの認識に立ち、当社監査役候補者として最適な人材を選定します。
また、当社の監査役のうち1名以上は、財務・会計に関する適切な知見を有している者であるものとします。
監査役（補欠監査役を含む。）の候補者は、独立役員が委員の過半を占める「指名・報酬委員会」における公正、透明かつ厳格な審査および答申並びに監査役会の同意を経た上で、取締役会で決定されます。
なお、当社の監査役による、他の上場会社の取締役または、監査役の兼任については、当社監査役としての業務のために必要な時間を費やしその責務を遂行するに当たって合理的な範囲に留めるものとします。

○「経営陣幹部（執行役員）の選任に当たっての方針と手続」
当社の経営陣幹部（執行役員）の選任については、以下を備えている人材であることを条件とします。
・企業理念『お客様のために進化するアスクル』を深いレベルで理解し、実践できること
・アスクルグループおよび担当する部門や事業のビジョンを描き、そのミッションを実践できること
・全てのステークホルダーに対し、健全な関係を維持できること
・行動規範を自ら示し、部下を指導育成できること
・心身ともに健康であること
経営陣幹部（執行役員）は、独立役員が委員の過半を占める「指名・報酬委員会」における公正、透明かつ厳格な審査および答申を経た上で、取締役会で決定されます。

（原則３－１（５） 取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明）

当社においては、社外取締役・社外監査役以外の取締役・監査役を含めた、全ての取締役・監査役の候補者について、その者を候補者とした理由を、株主総会招集通知のそれぞれの選任議案において記載・開示しております。
当社の「第54回定時株主総会招集ご通知」（6ページ～18ページ）に記載、開示しておりますのでご参照ください。
(http://pdf.irpocket.com/C2678/GEqq/M8OX/BnNh.pdf)

(補充原則4－1－1　経営陣に対する委任の範囲)

当社は、業務執行の監督、経営上の重要事項および企業戦略等の方針決定の機能を担う取締役会においては、事業計画等の経営の基本方針その他の経営上の重要事項、ならびに法令、定款により取締役会が決定すべきこととされている重要な業務執行の意思決定を行うこととしており、取締役会への付議事項を、「取締役会規程」において定めています。
上記の「取締役会規程」により取締役会が決定すべきこととされている事項以外の事項に関する意思決定およびその執行は、「経営会議規程」および「職務権限規程」において、マネジメントの各階層に対する委任の範囲を具体的に規定しています。経営上重要な事項(経営計画、人事・組織、投融資等)については取締役会に付議し、その他の法令上可能な業務執行の決定は、ＣＥＯ、ＣＯＯ、業務執行取締役およびＣＦＯで構成する経営会議に委任しています。

(原則4－8　独立社外取締役の有効な活用)

○独立社外取締役の有効な活用について
当社の取締役10名のうち社外取締役は5名となっております。また社外取締役5名のうち3名を独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。
当社は、取締役会に独立社外取締役が参加し、その豊富な経験・実績や高い見識を踏まえた質疑や意見陳述が行われることが、取締役会のさらなる議論の活性化につながり、その結果、取締役会の適切な意思決定や監督が可能となるなど、独立社外取締役がコーポレートガバナンスの充実に資すると判断しております。

○独立社外者を構成員とする会合について　(補充原則4－8－1)
当社は、経営の透明性・公正性を高めるために、少なくとも年2回、独立性を有する社外役員をメンバーとする会議を開催し、当社および当社グループの事業およびコーポレートガバナンスに関する事項等について、取締役会の議題に関わらず、幅広く自由に意見交換・議論しています。
当会議には、必要に応じて、取締役・経営陣幹部(執行役員)等を同席させることができます。

○筆頭独立社外取締役について　(補充原則4－8－2)
当社の独立社外取締役は、経営陣や監査役または監査役会との連携を確保するために、互選により筆頭独立社外取締役を決定します。
筆頭独立社外取締役は、独立性を有する社外役員をメンバーとする会議を主導し、その中で提起された事項について、必要に応じて、取締役・経営陣幹部(執行役員)等と協議します。

(原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

○「独立性判断基準」について
当社は、「独立役員指定ガイドライン」を決議しており、以下の事項の全てに該当しない場合、原則として、独立役員に指定するものとしております。
a.現在および過去において、当社、当社の子会社、当社の親会社および兄弟会社の業務執行者に該当する者。
b.現在および過去において、当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当社の主要な取引先若しくはその業務執行者に該当する者。
c－1.現在、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタントや士業、会計監査人、顧問税理士又は顧問弁護士。(当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は、当該法人・組合等に所属する者全てが該当し、業務上、本人が当社を直接担当しているかどうかを問わない。)
c－2.株主総会(定時・臨時を問わない)上程議案として当該役員を選任する旨を決定する取締役会決議日から過去5年以内(5年ちょうどは含まない)に、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ていたコンサルタントや士業、会計監査人、顧問税理士又は顧問弁護士。(当該財産を得ていた者が法人・組合等の団体であった場合は、過去に当社を直接担当した者に限る。)
d.現在および過去において、当社の主要株主である者。(当該主要株主が法人・組合等である場合には、当該法人・組合等の業務執行者、または過去に業務執行者であったものを含む。)

(補充原則4－11－1　取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方)

当社の取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方については、「原則3－1(4)　取締役会が取締役・監査役候補の指名と経営陣幹部(執行役員)の選任を行うに当たっての方針と手続」において、以下のとおり、記載・開示しております。

○取締役会の構成について
当社の取締役会は、事業に関する知見・専門知識・経験・能力等バックグラウンドが異なる多様な取締役で構成するものとします。
取締役会の員数は、定款の定めに従うものとし、以下の観点を踏まえ、取締役会の機能が最も効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数とします。
・経営の意思決定・監督において、十分な多様性を確保できること
・取締役会において、実質的かつ十分な審議が図られること
これらにより、取締役会が経営の重要な意思決定および監督機能において実効的な役割を果たすにあたって、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスおよび多様性の確保と、適正な規模の両立を図るものとします。
また、当社は、社外での豊富な経験、高い見識・幅広い知見や深い専門性を当社の経営に活かすとともに、独立した客観的な立場からの経営の監督の実効性を確保・強化し、経営の透明性の向上を図るため、独立社外取締役を複数名選任するものとします。

(補充原則4－11－2　役員の兼任について)

当社は、取締役および監査役が他の会社の役員等を兼任する場合には、当社役員としての役割・責務を適切に遂行するために必要となる時間・労力を確保できることが前提であると考えており、兼任についても適切な数であるのがふさわしいと考えております。

なお、本報告書の更新日現在、当社の取締役、監査役の重要な兼職の状況は、以下のとおりとなっております。

代表取締役社長　岩田彰一郎
　株式会社アルファパーチェス　取締役
　株式会社資生堂　社外取締役
　株式会社みんなのウェディング　社外取締役

取締役　吉岡晃
　株式会社チャーム　代表取締役会長

社外取締役　今泉公二
　プラス株式会社　代表取締役社長

社外取締役　小澤隆生
　ヤフー株式会社　執行役員コマースグループショッピングカンパニー長
　株式会社ユーザーローカル　社外取締役
　バリューコマース株式会社　取締役
　株式会社一休　取締役
　小澤総合研究所　所長

社外取締役　宮田秀明
　社会システムデザイン株式会社　代表取締役社長
　一般社団法人東日本未来都市研究会　代表理事

社外取締役　斉藤惇
　株式会社ＫＫＲジャパン　会長

社外監査役　安本隆晴
　安本公認会計士事務所　所長
　株式会社ファーストリテイリング　社外監査役
　株式会社リンク・セオリー・ジャパン　監査役
　株式会社FRONTEO　社外監査役

社外監査役　北田幹直
　森・濱田松本法律事務所　客員弁護士
　王子ホールディングス株式会社　社外監査役
　株式会社横河ブリッジホールディングス　社外取締役
　双日株式会社　社外監査役

社外監査役　渡辺林治
　リンジーアドバイス株式会社　代表取締役社長
　株式会社自重堂　社外取締役
　株式会社カワチ薬品　社外取締役

（補充原則４－１１－３　取締役会全体の実効性に関する分析・評価の結果の概要）

リスク担当取締役兼「ＣＳＲ委員会」委員長が全取締役および監査役に対して、取締役会の構成、取締役会の運営状況、社外取締役に対する支援体制、各役員の自己評価、意思決定プロセス、対外的なコミュニケーション等について、2016年6月にアンケートを実施し、取締役会全体の実効性についての評価を実施しました。
当該評価結果では、取締役会を構成するメンバーは、(1) 多様性を備えており、効果的かつ適切な経営監督機能を確保できている、(2) それぞれの知見や経験等を活かして、活発で建設的な審議が行われている等の結果から、取締役会の責務・役割を実効的に果たしていると評価しております。一方で、取締役会の運営については、上程する議案の時間配分、資料の事前配布等に引き続き課題が見受けられたため、取締役会議長、リスク担当取締役兼「ＣＳＲ委員会」委員長および取締役会事務局が中心となり、今後も継続して改善に取り組んでおります。
2017年の取締役会全体の実効性評価は、2017年10月を目途に実施する予定であり、今後も年1回程度継続して分析・評価を実施していきます。

（補充原則４－１４－２　取締役・監査役に対するトレーニングの方針）

当社は、取締役・監査役が会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を習得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解するため、就任時に機会を提供すると共に、これらを継続的に更新する機会を提供します。

社外取締役・社外監査役へは、就任時に個別研修プログラムを実施するほか、主に事業活動や経営環境、企業理念、コーポレートガバナンスに関する事項および各種役員関連規程等についての説明や、必要に応じて主要事業場見学等を行います。
また、社内取締役・社内監査役へは、就任時に個別研修プログラムを実施するほか、会社法、コーポレートガバナンス、コンプライアンス等に関する知識に加え、幅広い人格・見識・素養・知識・スキル習得のための研修機会を提供します。

（原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針）

当社は、「株主との建設的な対話に関する方針」を策定し、実行しております。その内容は以下のとおりです。

○「株主との建設的な対話に関する方針」
当社における株主との対話については、ＩＲ担当部門の本部長が責任者となり、代表取締役社長、担当取締役、担当執行役員等と対応方法を検討し、適切に対応します。
また、株主との対話を補助するための社内の方策として、情報開示担当役員である情報取扱責任者が委員長となり、主に管理部門の責任者で構成される「情報開示委員会」を設置し、適時開示、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程上、開示が求められる会社情報等につ

いて審議、必要事項の決定を行います。これに加えて、決算等の開示・説明の際にはIR担当部門が主となって、代表取締役社長、担当取締役、担当執行役員、経営企画部門、経理部門、総務部門、法務部門、その他関係部門と会議を行い、各々の専門的見地に基づく意見交換を行いつつ連携して株主との対話の対応・支援を行います。

株主との実際の対話の対応者については、株主の意向に可能な範囲で対応し、原則として、代表者、取締役、経営陣幹部（執行役員）が対応するものとします。

その他、株主への情報提供については、個人投資家向け説明会、機関投資家向け説明会、海外IR、TDnetや自社のウェブサイトにおける情報開示等の実施により、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただけるよう努めます。

株主・投資家とのコミュニケーション結果、当社の株主構成や動向は、株主やアナリスト・投資家から寄せられた意見とともに、毎四半期、経営会議において、また、年2回（第2四半期および第4四半期終了後）、取締役会において報告・共有し、当社経営戦略のレビュー等に積極的に活用します。

対話に際してのインサイダー情報の管理は、以下のとおり徹底します。

（1）全社員が毎年1回定期的にインサイダー情報の管理についての教育を受講する。

（2）対話に当たっては原則として2名以上で対応する。

（3）決算日翌日から決算発表日までの期間は、沈黙期間としてIR担当部門と株主・投資家との当該決算に関する対話を控える。

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
ヤフー株式会社　（「2．資本構成」は、平成29年5月20日現在で記載しております。）	23,028,600	41.67
プラス株式会社	5,935,700	10.74
MSIP CLIENT SECURITIES（常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社）	2,694,537	4.88
JPMC OPPENHEIMER JASDEC LENDING ACCOUNT（常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行）	2,312,841	4.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,116,900	2.02
岩田 彰一郎	902,764	1.63
今泉 英久	796,400	1.44
今泉 忠久	790,400	1.43
MSCO CUSTOMER SECURITIES（常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社）	772,468	1.40
上田八木短資株式会社	741,000	1.34

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	5 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
戸田　一雄	他の会社の出身者								△			
今泉　公二	他の会社の出身者							○	○			
小澤　隆生	他の会社の出身者							○	○			
宮田　秀明	他の会社の出身者								○			
斉藤　惇	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
戸田　一雄	○	社外取締役の戸田一雄氏は、当社と一般消費取引がございます松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）にて代表取締役副社長等を歴任しておりました。	戸田一雄氏は、グローバルに事業展開する家電メーカーの経営に長年携わり、企業経営および学校経営に関する豊富な経験・実績と高い見識を有していることから、社外取締役に選任しております。なお、左記の一般消費取引は、当社の独立性に影響を与えるものではなく、独立役員に指定しております。

今泉　公二		―――	今泉公二氏は、文具事務用品･オフィス家具メーカーの代表者を長年務めており、また食品メーカーの社外監査役としての経験を含め、企業経営に関する豊富な経験･実績と高い見識を有していることから、社外取締役に選任しております。
小澤　隆生		―――	小澤隆生氏は、インターネットビジネス、eコマースの分野における高い見識･幅広い知見を有するとともに、企業経営および社会的活動を目的とした公益法人等のマネジメント経験を有していることから、社外取締役に選任しております。
宮田　秀明	○	社外取締役の宮田秀明氏は、当社のLOHACO EC マーケティングラボに関するアドバイザリー業務委託契約を締結している社会システムデザイン株式会社の代表取締役です。	宮田秀明氏は、大学および大学院教授を歴任し、社会システム工学、サービスサイエンス、プロジェクトマネジメントの分野において高い見識･知見と、多数の民間技術開発プロジェクトを主導した実績を有していることから、社外取締役に選任しております。また同氏は左記に記載したとおり、当社との間でLOHACO ECマーケティングラボに関するアドバイザリー業務委託契約を締結しておりますが、当社の「独立役員指定ガイドライン」の規定する、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているものに該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。
斉藤　惇	○	―――	斉藤惇氏は、金融、証券分野における高い見識に加えて、幅広い知見を有するとともに、証券取引所の代表者を務めた経歴を有するなど企業経営および企業再生に関する豊富な経験･実績を有していることから、当社のガバナンスの強化、持続的な企業価値の向上を目指すにあたり適任であると判断し社外取締役に選任しております。加えて、独立役員の資格を充たしているため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬委員会	5	0	1	2	1	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬委員会	5	0	1	2	1	1	社外取締役

補足説明

指名･報酬委員会は、取締役会の諮問機関として、代表取締役社長、顧問弁護士および独立役員に指定された社外取締役、社外監査役の中から、取締役会で選任された委員により構成され、取締役および重要な役職員の選任および解任に関する事項や、報酬における基本方針･個別報酬等について答申案を策定しております。なお、委員の過半を独立役員が占めております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査の有効性、効率性を高めるため、会計監査人および内部監査部門と定期的な会合を実施し、積極的な連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
安本　隆晴	他の会社の出身者													
北田　幹直	他の会社の出身者													
渡辺　林治	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安本　隆晴	○	―――	安本隆晴氏は、公認会計士としての専門的な見識と監査実務経験を持ち、社外監査役としての豊富な経験を有していることから、社外監査役に選任しております。加えて、独立役員の資格を充たしているため、独立役員に指定しております。
北田　幹直		―――	北田幹直氏は、法曹界で要職を歴任され、現在は社外取締役、社外監査役としての経験を有しているほか、弁護士としてコンプライアンス、危機管理分野における専門的な知見を有していることから、社外監査役に選任しております。なお、同氏は当社との間で法律顧問の委任契約関係にある森・濱田松本法律事務所に客員弁護士として所属しておりますが、当社から森・濱田松本法律事務所に委任した案件に関与したことはございません。ただし、当社は、独立役員のさらなる独立性の明確化を図るため、当社独自の独立役員指定ガイドライン（以下、当社ガイドライン）を定めております。当社ガイドラインでは、「h．上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家」に関連して、「当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は、当該法人・組合等に所属する者全てが該当し、業務上、本人が当社を直接担当しているかどうかを問わない。」と規定し、本規定に該当する者を独立役員に指定しないこととしております。従って、当社は同氏を独立役員に指定しておりません。

渡辺　林治	○	―――	渡辺林治氏は、国際金融についての豊富な経験を有しており、博士（商学）も取得され、特に小売業の経営会計学に関する専門的な見識を有していることから、社外監査役に選任しております。加えて、独立役員の資格を充たしているため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」（4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質）において記載の、当社が定める「独立役員指定ガイドライン」において独立役員の資格を充たす社外役員の全てを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役の報酬は、市場水準や期待する役割を反映して取締役ごとに決定される「基本報酬」をベースに「業績連動要素」によって増減して決定される仕組みとしております。
「業績連動要素」は、前事業年度のBtoC事業の売上高を含むeコマース流通総額・経常利益等の業績に応じて、段階的に変動して決定されるものであり、社外取締役とそれ以外の取締役に区分して「基本報酬」が増減する割合を設定しております。
取締役の報酬の方針、および個別の報酬額については、独立役員が委員の過半を占める「指名・報酬委員会」にて審議し、取締役会にて決定しております。
また、将来に向けた企業価値の増大を目的とした中長期インセンティブとして、2013年12月以降は、中長期の業績向上と株価を意識した経営を動機付ける仕組みとして「業績条件付有償ストックオプション」を導入しております。
なお、取締役の報酬の方針については、毎年検証を行うとともに、必要に応じて見直しを図ります。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社および当社子会社の取締役、監査役、従業員に対して長期インセンティブとして、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

招集通知等において取締役、監査役に対する報酬総額をそれぞれ社内・社外別に開示しております。
また報酬等の総額が1億円以上である取締役がいる場合には、有価証券報告書における個別開示を行うこととしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続は、以下のとおりです。
当社の取締役の報酬は、市場水準や期待する役割を反映して取締役ごとに決定される「基本報酬」をベースに「業績連動要素」によって増減して決定される仕組みとしております。
「業績連動要素」は、前事業年度のBtoC事業の売上高を含むeコマース流通総額・経常利益等の業績に応じて、段階的に変動して決定されるものであり、社外取締役とそれ以外の取締役に区分して「基本報酬」が増減する割合を設定しております。
取締役の報酬の方針、および個別の報酬額については、独立役員が委員の過半を占める「指名・報酬委員会」にて審議し、取締役会にて決定しております。
また、将来に向けた企業価値の増大を目的とした中長期インセンティブとして、2013年12月以降は、中長期の業績向上と株価を意識した経営を

動機付ける仕組みとして「業績条件付有償ストックオプション」を導入しております。
なお、取締役の報酬の方針については、毎年検証を行うとともに、必要に応じて見直しを図ります。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役の専従スタッフは配置しておりませんが、秘書担当部門において秘書機能を担うとともに、法務部門が取締役会の事務局として関係部門と連携して適切な対応を図っております。なお、監査役の職務の補助については、必要に応じて内部監査部門、法務部門が適宜対応するほか、監査役より専従スタッフ配置の求めがあるときは監査役と協議の上、適切に対応します。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は監査役会設置会社形態を採用しております。
取締役は10名で、うち5名が社外取締役（うち、3名が独立役員）であります。取締役会では、経営戦略や新規事業の事業計画および重要な業務執行などの提案についても活発、かつ、有効な議論がなされております。
監査役は4名で、うち3名が社外監査役（うち、2名が独立役員）であります。監査役会では、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、または決議しております。
上記、取締役会、監査役会のほか、「1．経営会議」「2．指名・報酬委員会」「3．ＣＳＲ委員会」「4．リスク・コンプライアンス委員会」「5．労働安全衛生委員会」「6．品質マネジメント委員会」「7．情報開示委員会」「8．オペレーションコミッティ」を設けております。
1．経営会議
ＣＥＯ、ＣＯＯ、業務執行取締役およびＣＦＯで構成され、各規程に基づき審議すべき業務執行に係る議案を精査し、付議しております。
2．指名・報酬委員会
取締役会の諮問機関として、代表取締役社長、顧問弁護士および独立役員に指定された社外取締役、社外監査役の中から、取締役会で選任された委員により構成され、取締役および重要な役職員の選任および解任に関する事項や、報酬における基本方針・個別報酬等について、取締役会に答申しております。なお、委員の過半を独立役員が占めております。
3．ＣＳＲ委員会
当社および当社グループの社会的責任を果たし、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図り、取締役会のガバナンス機能を補完することを目的として、ＣＳＲに関する課題や方針の審議、決定、および下記4～7．の各委員会のモニタリングを行っています。委員は、代表取締役社長、リスク担当取締役を含む業務執行取締役、社外取締役または社外監査役1名以上、および、下記4～7．の各委員会の委員長で構成されています。
4．リスク・コンプライアンス委員会
当社および当社グループにおけるリスクを管理するとともに、法令や社内外の規則・規範を遵守し、適正な業務遂行を図ることを目的として、下記5．6．の各委員会での所管事項以外の事案に関するリスクおよびコンプライアンスの状況についての把握と対策に取り組んでいます。委員は、代表取締役、リスク担当取締役を含む業務執行取締役、および、社外取締役または社外監査役1名以上で構成されています。
5．労働安全衛生委員会
当社および当社グループの労働安全と労働環境の向上を通じて、スタッフおよび従業員等の安全確保および心身の健康・向上、ならびに、生産性と士気の向上を図ることを目的として、労働安全衛生に関する状況の把握と対策に取り組んでいます。委員は、リスク担当取締役を含む業務執行取締役、および、監査役1名以上、人事、法務、ＣＳＲ、総務、経営企画担当部門の本部長、内部監査の部門長で構成されています。
6．品質マネジメント委員会
当社および当社グループの取扱商品の品質向上および品質管理機能の強化を目的として、取扱商品の品質に関する状況の把握と対策に取り組んでいます。委員は、リスク担当取締役を含む業務執行取締役、社外取締役または社外監査役1名以上、商品事業担当の執行役員2名以上、品質マネジメント、法務、ＣＳＲ、経営企画担当部門の本部長、内部監査の部門長で構成されています。
7．情報開示委員会
当社および当社グループの適切な情報開示により、経営の透明性を高めることを目的として、開示の決定をしております。委員は、情報取扱責任者、ＩＲ、広報、財務、経営企画、経理担当部門の本部長、統括部長および部長、ならびに、法務、ＣＳＲ、総務、人事担当部門の本部長および統括部長等で構成されています。
8．オペレーションコミッティ
経営会議より選任されたメンバーおよび内部監査の部門長で構成される部門横断型審議機関として、経営企画部門を事務局として、投資意思決定等を適切かつスピーディに行い企業価値の最大化に資することを目的として、部門横断的に影響を及ぼす業務運用に関する事項、および、設備投資等に関する事項を審議しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制として監査役設置会社形態を採用している理由としましては、社外監査役が監査役会の半数以上を占めており、独立性のある社外取締役と連携することで、経営に対する監査・監督機能は十分に機能するものと考え、当該体制を採用しているものであります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は5月20日であり、集中日に関する配慮は不要であります。
電磁的方法による議決権の行使	当社の指定する議決権行使サイトにて、インターネットによる議決権行使を受付しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加し、投資家の利便性を考慮しております。
招集通知（要約）の英文での提供	英文で記載した招集通知（要約）をホームページに掲載しております。
その他	ホームページ上に招集通知等を掲載しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	原則として年1回以上、説明会を開催しております。 また証券会社の主催する個人投資家向け説明会にも参加しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回、第2四半期および期末時点において、決算説明会を実施し、代表者が説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社に関しての開示したリリースをわかりやすいように時系列にて掲載しております。(URL http://www.askul.co.jp/kaisya/ir/)	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部門を設置して、専従スタッフがIR活動を行っております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	すべての当社の役職員が自らの業務を行う際に遵守するべき行動の基本ルールについて、倫理・行動規範「ASKUL CODE OF CONDUCT」に以下のとおり定めております。「当社を取り巻くステークホルダーとの関係において、法令及び同規程を含むすべての社内規程等を遵守し、健全で公正かつ透明性の高い活動を行います。海外で常設的に事業活動を行う場合は、それぞれの国の法令も遵守します。」 また、これらについて、社内イントラネットに掲示し役職員への徹底を図っております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	環境・社会活動の基本的な考え方や主な取り組みを当社のホームページに開示しております。詳細は、http://www.askul.co.jp/csr/ を参照ください。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	前述の情報開示委員会の決定に基づき、お客様、株主・投資家、パートナー企業、社員等ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定をしております。「会社情報の適時開示に関わる会社の基本方針・考え方」および「現状における適時開示体制の状況」については、「Ⅴ.その他　2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項」に詳細を記載しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．基本的な考え方

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するため、当社の果たすべき社会的責任を認識し、コーポレート･ガバナンスの充実と同時に、コンプライアンス経営を徹底し、リスク管理の観点から、各種リスクを未然に防止する内部統制システムを構築しています。

2．整備状況

(1) 当社および当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
a．当社および当社の子会社から成る企業集団は、持続的に成長するために必要な考え方や行動の原点である「ASKUL WAY」を制定し、当社の企業理念に基づき倫理･行動規範「ASKUL CODE OF CONDUCT」およびコンプライアンスマニュアルを整備･共有･遵守するとともに、取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等の諸規程を遵守し、適正な職務執行を行います。
b．当社は、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、取締役会には当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在籍します。
c．当社は、ＣＳＲ委員会その他の委員会を設置し、取締役会のガバナンス機能を補完する体制を構築します。
d．環境、情報セキュリティ、労働安全、品質、各種法令に関する教育･研修等を定期的に実施することによりコンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備します。
e．当社の使用人の職務執行状況については、内部監査部門が監査を行い、問題点があれば当該使用人の属する部門に指摘するとともに、代表取締役および取締役に報告し、当該部門の改善を求め、業務の適正を確保します。
f．子会社の取締役等および使用人の職務執行状況については、当社関係会社管理規程に基づき経営企画部門が統括管理するとともに、当社の内部監査部門が監査を行い、業務の適正を確保します。
g．当社および当社の子会社のモニタリング機能の一環として、社外相談窓口（顧問弁護士事務所内）を含む、当社および当社の子会社において適用されるホットライン（内部通報制度）を設置し、コンプライアンス上、疑義のある行為の把握を行う体制を構築します。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制
a．取締役の職務の執行に係る情報は、法令･定款のほか、取締役会規程、情報セキュリティに関する規程および文書取扱規程等の社内規程に基づき適切に記録し、保存および管理します。また、取締役および監査役は、常時これらの記録を閲覧できるようにします。
b．取締役会により選任された執行役員が責任者として、この任務にあたります。

(3) 当社および当社の子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
a．当社は、当社および当社の子会社のリスクに関して、リスク担当取締役を定め、対応部門を設けるとともに、リスク･コンプライアンス委員会、労働安全衛生委員会、品質マネジメント委員会、および情報開示委員会等の各委員会を設置し、当社および当社の子会社のリスクおよびコンプライアンスの状況を把握評価し、リスクの発生を未然に防止します。
b．当社および当社の子会社は、上記リスク評価を踏まえ、各種リスクが顕在化した場合に当社および当社の子会社の損失を最小化するために必要な体制を予め構築し、また、実際にかかるリスクが顕在化した場合には、当該体制に従い、必要な対策を講じます。
c．当社は、環境、情報セキュリティ、労働安全、品質、コンプライアンス等に係るリスクについては、ISO14001（環境）、JISQ15001（プライバシーマーク）、ISO27001（情報セキュリティ）の各規格に準拠したマネジメントシステムを構築し、分析･計画、実行、審査･レビュー、改善のマネジメントサイクルを維持し、適正に職務執行を行う体制を確立するとともに、各担当部署および各子会社にて規程･マニュアル等を制定し教育･周知徹底を行います。
d．当社および当社の子会社の職務執行に係るリスク管理のモニタリングについては、内部監査部門を中心にコンプライアンスおよびリスク管理の観点を踏まえて定期的に監査を行います。

(4) 当社および当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a．当社および当社の子会社は、各社が定める取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等に基づき、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとります。
b．当社は、BtoC事業とBtoB事業の両事業をカンパニーとして位置づけ、両カンパニーにおいて最高執行責任者（COO）を選任し、意思決定と職務執行の迅速化を図ります。
c．当社は、取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるための牽制機能を期待し、取締役会には当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在籍します。

(5) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、関係会社管理規程その他関連規程を定め、これに基づき、各子会社は、当社の窓口となる経営企画部門への報告、または、当社の取締役会、経営会議等その他重要な会議への出席を通じて、職務の執行状況その他の重要な事項について、定期的に当社への報告を行います。経営企画部門は、当社の子会社の取締役、監査役および使用人より報告を受けた事項について、速やかに当社の関係部門と共有します。

(6) その他の当社ならびに当社のその他の関係会社および当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社と当社のその他の関係会社にあたるヤフー株式会社との関係に関しては、同社と利害関係のない社外役員による経営のモニタリング体制を充実させ、牽制機能を強化することにより、業務の適正を確保します。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、ならびに、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
a．監査役の職務の補助については、必要に応じて内部監査部門、法務部門が適宜対応するほか、監査役より専従スタッフ配置の求めがあるときは監査役と協議の上、適切に対応します。
b．監査役の職務を補助する使用人の任命、異動については、監査役の同意を得ます。また当該使用人は、監査役の指揮命令下で職務を執行し、その評価については、監査役の意見を聴取します。

(8) 当社および当社の子会社の取締役、監査役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制、ならびに、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 当社の取締役および使用人は、取締役会、経営会議等その他監査役が出席する重要な会議を通じて、職務の執行状況を報告します。
b. 当社の子会社の取締役、監査役および使用人は、当社の窓口となる経営企画部門への報告、または、当社の取締役会、経営会議等その他監査役が出席する重要な会議への出席を通じて、職務の執行状況その他の重要な事項について、定期的に当社への報告を行います。経営企画部門は、当社の子会社の取締役、監査役および使用人より報告を受けた事項のうち重要事項については、速やかに監査役に報告します。
c. 当社の監査役は、当社および当社の子会社の業務執行状況全般を対象としつつ、監査役会において定める監査方針に基づき、当社の取締役、事業本部長、本部長、および当社の子会社の取締役を主な対象として監査を行うなど、効率的かつ実効的な監査の実施を図ります。また、当社の監査役は、内部監査部門および会計監査人との積極的な連携を図り監査を行います。
d. 当社および当社の子会社は、会社の信用や業績等に大きな影響を与える恐れのある事象や、法令・定款・社内規程等に違反する重大な行為等が発見されたときは、当社担当部門を通じて、速やかに当社の監査役に報告される体制を構築します。
e. 監査役会と代表取締役、会計監査人との間でそれぞれ定期的な意見交換会を実施します。
f. 当社は、当社および当社の子会社で適用されるホットラインにおいて、当社の監査役を相談窓口の一つとし、監査役への報告体制の充実を図ります。なお、当該ホットラインによる申告者に対して当該申告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止します。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、経理財務担当執行役員を定め、財務報告に関する社内規程を整備し、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に準拠して連結財務諸表および個別財務諸表を作成するとともに、情報開示委員会を設置し、当社および連結子会社における財務報告の信頼性を確保します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社および当社の子会社の倫理・行動規範に、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力・団体の活動を助長もしくは加担するような行為は行わないことを定めます。また、同倫理・行動規範については、常時社内および当社の子会社内に掲示し、教育・周知徹底を図ります。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛策を導入する場合、経営陣･取締役会の保身を目的としないことは当然のこと、その導入･運用にあたっては必要性･合理性を取締役会で慎重に審議し、さらに独立役員を中心とした社外取締役や利害関係のない第三者によって構成される「第三者委員会」等の意見を踏まえて決定します。また必要に応じて、株主総会に諮り承認を得た上で実行することも検討します。

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1．会社情報の適時開示に係る会社の基本方針･考え方

アスクル株式会社とその子会社で働くすべての取締役、監査役、社員、契約社員、パートタイマー（以下、「私たち」といいます。）の一人ひとりが自らの業務を行う際に遵守するべき行動の基本ルールとして「倫理行動規範（ASKUL CODE OF CONDUCT）」がありますが、その中で次の通り明記しております。

（1）株主、投資家に対して
･株主、投資家に対する、経営に関する事項、事業活動状況等の企業情報（以下、「企業情報」といいます）の開示については、関係法令に従い、積極的かつ公正に行います。
･企業情報は、常に正確性を確保し、必要な場合は機密保持の必要性を考慮し、適切な時期、方法により開示します。
･財務･税務会計に関する記録および報告は、その信頼性の確保のために、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準、関係法令および社内規程等に従い、適正な会計処理を行うものとし、不正確な記録･虚偽の記録を作成しないものとします。
･私たち一人ひとりの担当業務に関する記録および報告についても、関係する法令および社内規程等に従って正確かつ誠実に作成し、不正確な記録を作成しないものとし、理解しやすい表記に努めます。
･開示すべき情報には、法令で開示を要求されているもののほか、企業理念･各方針･環境活動･社会貢献活動等社会とのかかわりに関する情報についても、積極的な開示に努めます。

（2）インサイダー取引の禁止
業務上知り得た、アスクルグループのお取引先の重要な未公開の情報を知りながら株式や証券取引を行う等、証券市場の健全性･公正性を阻害する行為を行いません。また、重要な未公開情報を利用して、第三者への利益提供または便宜供与等も行いません。

このように、投資家の投資判断に重要な影響を与える事実や決算に関する情報の適時開示について、アスクルグループのすべての者が真摯な姿勢で取り組んでおります。

2．現状における適時開示体制の状況について

具体的には、投資者の判断に影響を与える重要な事実に関して、決定事実･決算に関する情報、それぞれにおいて、次のような体制をとっております。

（1）決定事実･決算に関する情報
アスクルグループの各事業所･各部門において、重要事実とはどのような事実が該当するのかを把握･認識するために、法令や上場規則を反映した内部者取引規程の中で重要事実を一覧表としてまとめ、案件ごとに情報開示委員会にて判断しております。
情報開示委員会は、当社が株式会社東京証券取引所の「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」および関係法令の定めに基づく情報開示を迅速かつ適切に行うための意思決定機関であり、それに関する事項を定めた「情報開示委員会規程」に基づき運営されています。重要事実に関する案件が取締役会等で提案された場合、その案件が重要事実であるか否かについては、IR担当部門が適時開示ルールに則って確認し、情報開示委員会において判断しております。
これらの仕組みを踏まえて、取締役会において案件の決定並びに情報開示の対応をしており、決定後、ただちに株式会社東京証券取引所を通じて開示しております。

（2）発生事実
突発的事象に対しては、関連部門を招集し緊急対応を行うとともに、迅速な開示対応を図る仕組みを構築しております。ここで、リスクのレベルを判断し、レベルに応じて対応組織を編成します。重要事実に該当するレベルのものについては、緊急時対策本部を設置し、速やかかつ適切な開示への対応を図っております。

また、各部門･各子会社の業務執行に関しては、内部監査が厳正に監査を実施しており、企業経営の公正性、透明性の確保向上に努めております。

【参考資料：模式図】

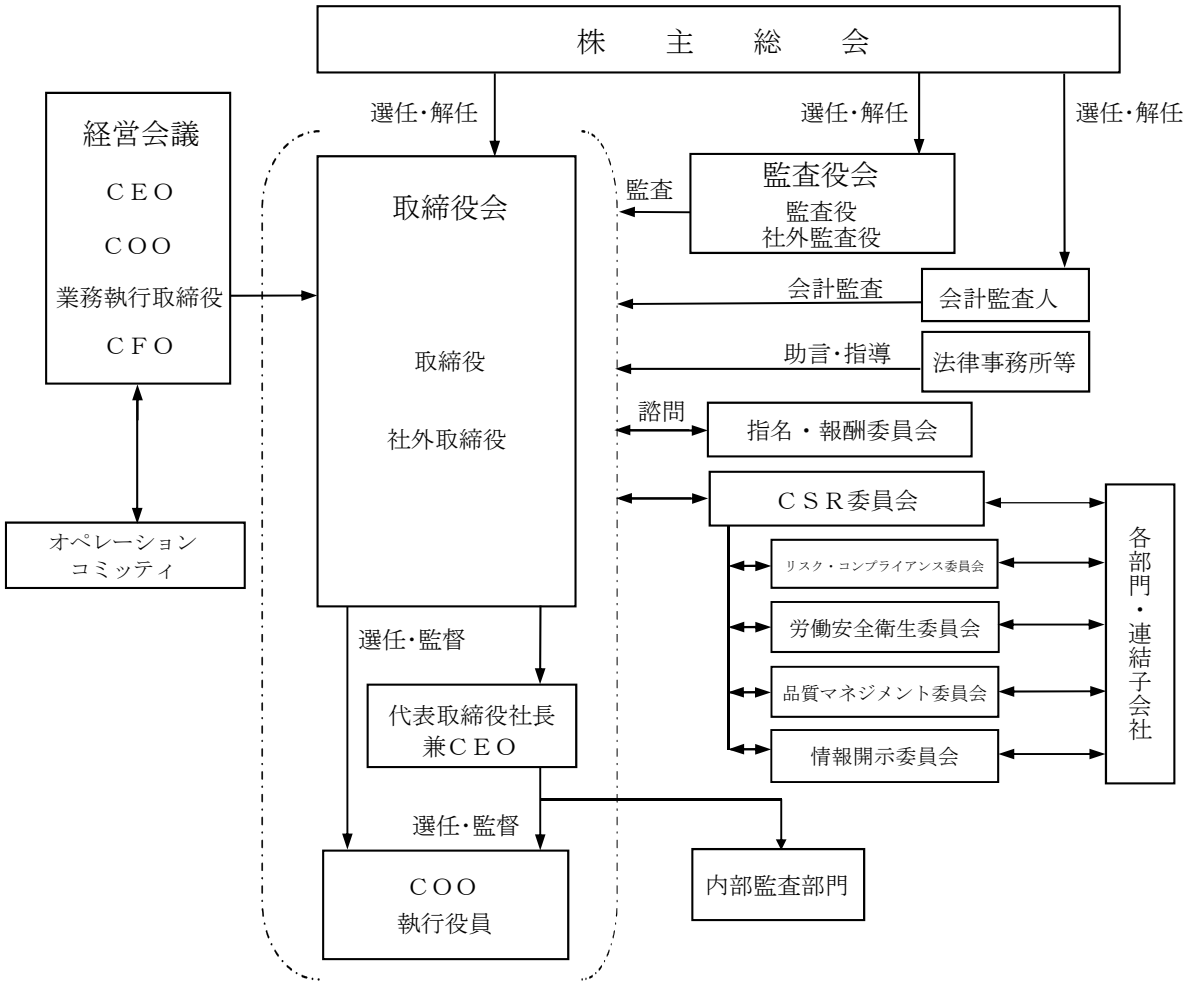
株　主　総　会
選任･解任
選任･解任
選任･解任
経営会議
ＣＥＯ
ＣＯＯ
業務執行取締役
ＣＦＯ
取締役会
取締役
社外取締役
監査
監査役会
監査役
社外監査役
会計監査
会計監査人
助言･指導
法律事務所等
諮問
指名・報酬委員会
ＣＳＲ委員会
リスク・コンプライアンス委員会
労働安全衛生委員会
品質マネジメント委員会
情報開示委員会
各部門・連結子会社
オペレーション
コミッティ
選任･監督
代表取締役社長
兼ＣＥＯ
選任･監督
ＣＯＯ
執行役員
内部監査部門